

テーマⅡ
関係省庁の連携による
公的手続等のデジタル化の推進
国税庁提出資料

令和 5 年 11 月 30 日 (木)



給与所得情報のマイナポータル連携等の推進
（「書かない確定申告」の推進）

◆ e-Taxによる確定申告に当たっては、政府機関や民間企業からマイナポータルに連携された情報を確定申告書等作成コーナーに取り込むことで、申告書への自動入力を実現。

1 マイナポータル連携の概要



情報の取り込み
(自動入力)

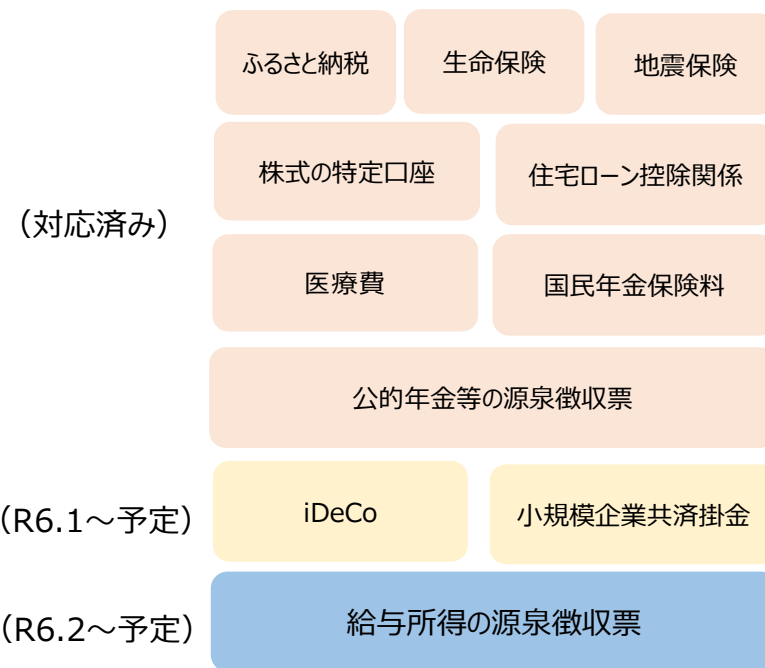


マイナポータル

証明書等のデータ



2 自動入力の対象



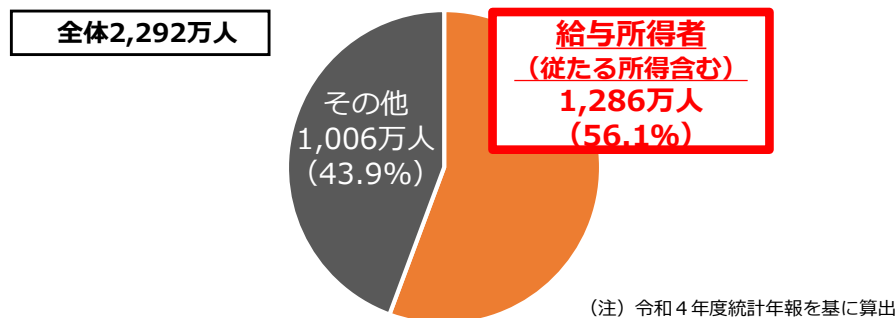
※ スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより、金額等を自動入力できる機能(R4.1～)については、確定申告書等作成コーナーにおいて引き続き提供。

- ◆ 確定申告人員の半数超は給与所得者であり、令和6年2月から開始される給与所得情報の自動入力によりe-Taxによる確定申告の利便性は大きく向上。
- ◆ 他方で、今回の給与所得情報のマイナポータル連携は、事業者から国税当局に、従業員の源泉徴収票をe-Taxで提出していただく必要があり、事業者の協力が不可欠。

当面の対応（案）

- 各省庁から所管する業界団体に対し、源泉徴収票のe-Tax提出を会員事業者呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- 併せて、（各省庁や地方自治体、所管独立行政法人の職員等を含め、）マイナポータル連携・マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告の利用を呼びかけ。

1 確定申告の状況（令和4年分）



2 給与に係る法定調書

	提出先	提出枚数	うち	オンライン割合
			オンライン提出	
給与所得の源泉徴収票 （年間500万円超のみ）	国（税務署）	2,275万枚	1,283万枚	56.4%
給与支払報告書	従業員の居住地の地方公共団体	8,644万枚	5,571万枚	64.5%

3 事業主への呼びかけ

事業主の皆さまが、給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になれます。

事業主の皆さまへお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

※1 「給与所得の源泉徴収票」は令和4年1月～12月の提出件数、「給与支払報告書」は令和4年4月～令和5年3月の提出枚数。

※2 「オンライン提出」とは、e-Tax又はeLTAXによる提出。

※3 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）。

マイナポータル連携の対応事業者の拡大
(年末調整事務等の効率化・利便性向上)

マイナポータル連携の対応事業者の拡大（年末調整事務等の効率化・利便性向上）

- ◆ マイナポータル連携などを活用した「年末調整手続の電子化」を推進しており、令和5年10月から**年末調整で添付を要する主な証明書※1は、全てデータで提出可能※2**。
 - ◆ 「年末調整手続の電子化」により、**従業員は保険料等の控除額の計算が不要**となり、**事業主はシステム入力が不要**となるほか、**控除額・添付書類の確認に係る事務量や書類の保管に係るコストを軽減**することが可能。
 - ◆ 他方で、控除証明書等発行主体（生保・損保等）の多くはマイナポータル連携に対応していただいているが、**年末調整事務の効率化を進めていくためには、対応事業者を拡大していく必要**。これは、**e-Taxによる確定申告の利便性向上**にも寄与。
- （参考）令和5年9月時点で、生保42社中20社、損保19社中8社がマイナポータル連携に非対応（うち、生保10社、損保8社は電子発行にも非対応）。

当面の対応（案）

- 関係省庁から、控除証明書等発行団体の所属する所管の業界団体に対し、**マイナポータル連携への対応を呼びかける通知**を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- 関係省庁から所管する業界団体に対し、会員の事業主に「**年末調整手続の電子化**」を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。

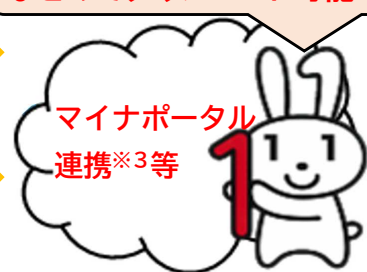
年末調整手続の電子化のイメージ

控除証明書等
発行主体



控除証明書等データ

マイナポータル連携では
複数の控除証明書等データを
まとめてダウンロード可能！



・控除証明書等データが控除申告書
に自動転記！
・控除申告書の控除額は自動計算！



控除申告書等のデータ送信

従業員

勤務先

・給与システム等への手入力が不要！
・控除申告書の控除額や添付書類
の確認作業が削減！
・紙書類の保管場所が不要！



給与担当者

手入力不要



保管不要

紙書類



給与システム等

- ※1 主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書
- ※2 証明書を発行する各保険会社・機関が電子発行に対応していることが前提
- ※3 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアを活用

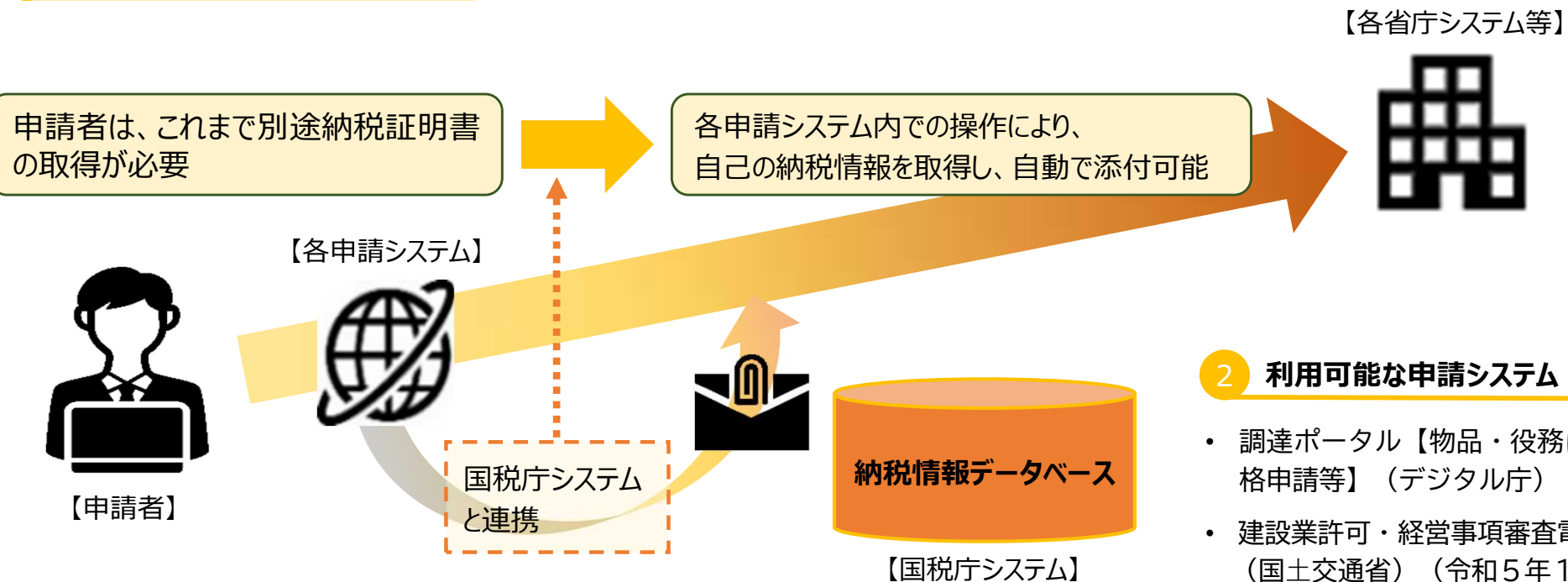
申請における納税情報の添付自動化の推進
(申請者の利便性向上・事務の効率化)

- ◆ 全国の税務署に対する納税証明書の請求件数は約170万件（令和4年度）に上る。
- ◆ 令和5年1月からは納税証明書の添付を要する申請手続に関して、その手続をオンラインで行う際に、納税証明書に代えて、**手数料不要で「納税情報」を自動で取得し**、申請先に提出することができる仕組み（**納税情報の添付自動化**）を構築・運用。
- ◆ 他方で、申請者がこの仕組みを利用するためには、**申請システムを保有する者（関係省庁、自治体、金融機関等）にシステム連携していただくことが必要**。

当面の対応（案）

- 関係省庁において納税情報が必要な**申請システムの改修の可否・時期等を検討**。
- 関係省庁から地方自治体及び金融機関団体に対し、**システム連携を呼びかける通知**を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。

1 納税情報の添付自動化の仕組み



2 利用可能な申請システム

- ・ 調達ポータル【物品・役務に係る競争入札参加資格申請等】（デジタル庁）（令和5年1月～）
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（国土交通省）（令和5年1月～）

預貯金等照会のオンライン化の拡大
(金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化)

預貯金等照会のオンライン化の拡大（金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化）

- ◆ 法令に基づく財産調査等を目的として金融機関に対して行う**預貯金等情報の照会**については**オンラインによる照会が可能**となっており、国税庁では令和3年10月からオンライン照会を実施。
- ◆ オンライン照会の導入により、金融機関側では、書面での対応が不要になり**回答出力や郵送事務の削減**が図られるなどの**事務負担の軽減・事務の効率化**、行政機関側では、**早期の回答受領**（国税庁の場合、数週間から平均2.3日に短縮）や**データ処理による効率化などが可能**。
- ◆ 他方で、より全体として効率化を図るためには、これに**参加する金融機関や地方自治体を拡大していくことが必要**。

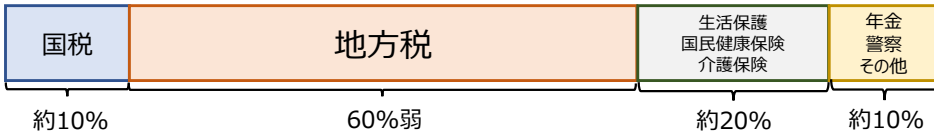
当面の対応（案）

- 関係省庁から、金融機関団体に対し、会員の**金融機関にオンライン照会への対応を呼びかける通知**を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- （利用していない）**地方自治体等に対し、オンライン照会の利用を呼びかける通知**を（国税庁と連名で）発出（and/or説明の実施）。

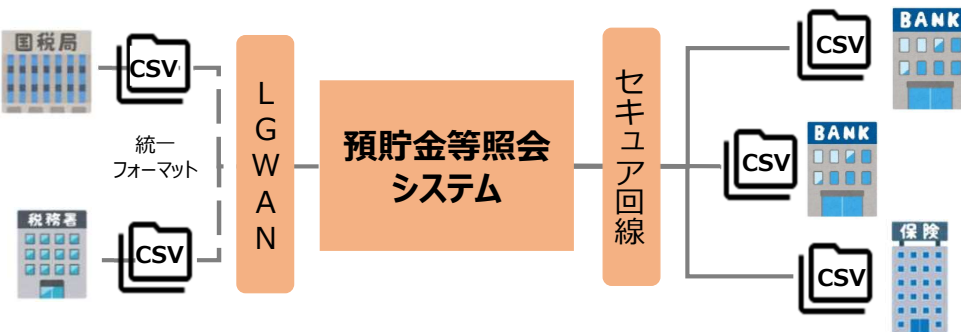
1 行政機関からの預貯金等照会の割合

「金融機関×行政機関のデジタル化にむけた取組の方向性とりまとめ」(2019年11月公表)を基に、概算割合を算出。

(全体：約6,000万件)



2 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の仕組み



3 預貯金等のオンライン照会の導入状況

